みなかみ町建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針

第1　趣旨

この方針は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第１０条第１項の規定に基づき制定された、「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和３年１０月１日木材利用促進本部決定。以下「国方針」という。）では、木材利用の促進に取り組む対象を、公共建築物から民間建築物を含む建築物一般に拡大したことから、これに即して、法第１０条第２項に掲げる必要な事項を定め、地域産木材を利用した木造化・木質化等を推進することにより、町民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供する。また、「みなかみユネスコエコパーク」に登録された町として、理念である「自然と人間との共生」の実践、自然をまもり、観光業や農林業にいかし、地域の持続可能な発展のモデルとなるよう、木材利用を通じた森林の適切な整備による森林の多面的機能の持続的な発揮、森林の循環型社会の構築、林業・木材産業の振興などを通じて、みなかみユネスコエコパークが目指す姿の実現に資することを目的とする。

第2　木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

１　建築物における木材の利用の促進の意義

町は、法第３条に定める基本理念を踏まえ、以下のとおり建築物における木材の利用の促進に取り組むものとする。

（１）木材の利用の促進に向けた各主体の取組

①町の取組

本方針に基づき、率先して、その整備する公共建築物における地域産木材の利用に取り組むほか、民間建築物における地域産木材の利用が促進されるよう努めるものとする。

②事業者の取組

建築物を整備する事業者、林業・木材産業事業者、町森林活用協議会、その他の関係者（以下「木材関係事業者」という。）は、その事業活動に関して、地域産木材の利用の促進に自ら努めるとともに、町の実施する木材の利用の促進に関する施策に協力しつつ、建築物における地域産木材の利用の促進に協力するよう努めるものとする。

③町民の取組

町民は、地域産木材の利用の促進に努めるとともに、町が実施する地域産木材の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（２）関係者相互の連携及び協力

県、町、木材関係事業者、町森林活用協議会、町民は、適切な役割分担の下、相互に連携を図りながら建築物への地域産木材の利用に協力するよう努めるものとする。

（３）木材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

森林法（昭和26年法律第249号）に基づく森林計画等に従った伐採及び伐採後の再造林等の適切な森林施業の確保並びに合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）第２条第２項に定める合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るものとする。

さらに、建築物を整備する者は、その整備する建築物において木材を利用するに当たっては、クリーンウッド法の趣旨を踏まえるとともに、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第２条第１項に定める環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする。

（４）町民の理解の醸成

町は、「ウッドスタート宣言」に基づき、幼児のころから木に対する親しみや木の文化への理解を深めるために、地元産の木製玩具等を誕生祝い品とすることや「木育」の取り組みを推進するものとする。

また、広く町民に対して木とふれあい、木の良さを実感する機会を提供し、建築物への地域産木材の利用を促進する意義について理解が深まるよう効果的な情報発信など普及啓発に努めるものとする。

２ 住宅における木材の利用の促進

町は、法第14条にのっとり、木材を利用した住宅の建築等を促進するため、住宅を建築する者に対し、住宅の設計に関する情報の提供や建築の担い手の育成等に努めるものとする。

３ 建築物木材利用促進協定制度の活用

（１）建築物木材利用促進協定の周知

町は、法第15条に定める建築物木材利用促進協定制度について、同制度の活用により、建築物における地域産木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

（２）建築物木材利用促進協定の締結の判断基準

町は、事業者等から建築物木材利用促進協定の締結の申出があった場合、法の目的及び基本理念並びに本基本方針に照らして適当なものであるかを確認し、締結の応否に係る判断を行うものとする。

（３）建築物木材利用促進協定による木材利用の促進

町は、建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表するものとする。

また、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し、活用できる支援制度などの情報提供に努めるものとする。

４ 建築物における木材の利用の促進

（１）木材の利用を促進すべき公共建築物

町が整備する学校、社会福祉施設、運動施設、教育施設（図書館、公民館等）等の整備にあたっては木材の利用に努めるものとする。

（２）木材の利用を促進する公共建築物以外の施設等

公共建築物以外で地域産木材の利用を促進する施設等の主なものは、道路施設（林道施設を含む）、公園施設、土木施設等とする。

５ 木材の利用を促進する施策の具体的方向

（１）計画段階での配慮

町は、新築、増築又は改築する公共建築物の計画に当たっては、木造建築物が二酸化炭素の貯蔵庫の役割を果すことを認識し、建設等の費用だけでなく二酸化炭素の削減効果や建物の維持管理及び解体・廃棄等の費用を含めて総合的に判断して、国が定める「木造計画・設計基準」に準じて、地域産木材の利用に努めるものとする。

（２）補助事業者への要請

町が整備費用の一部を助成する公共建築物及び公共建築物に準ずる建築物の整備に当たっては、補助事業者に対して町に準じて木材の利用に努めるよう要請するものとする。

（３）多様な木材の利用の促進

公共建築物等の木材の利用の促進に当たっては、建築構造材料としての利用はもとより、それ以外の次の用途についても地域産木材の利用を促進するものとする。

①壁、床、天井などの内装
②机、椅子、書棚等の備品
③薪等木質燃料を使用する暖房器具やボイラー
④その他紙類、文具類等

６ 積極的に木造化を促進する建築物の範囲

木造建築物をめぐっては、一定の性能を満たせば建築が可能となる、いわゆる性能規定化が進み、特に高い耐火性能が求められる耐火建築物においても、国土交通大臣の認定を受けた構造方式を採用することなどにより木造化することが可能となるなど、木造建築の可能性が大きく広がっている。また、中大規模建築物においても木造化する事例が増えてきている。

脱炭素社会の実現等に向けて一層の木材利用を促すため、公共建築物の整備においては、進展の見られる木材の耐火性等に関する技術の普及や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、第２の３（１）及び（２）の木材の利用を促進すべき公共建築物において、積極的に木造化を促進するものとする。

なお、その際、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）の採用も積極的に検討しつつ木造化を促進するものとする。

第３　町が整備する公共建築物における木材の利用の目標

１　公共建築物の木材利用の目標

町は、法第５条の規定により、自ら行う建築物等の整備に当たっては原則として木造とし、内装についても木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。

また、自ら整備する建築物等及びこれらに係る工事において、率先して木材及び木材製品の利用に努めるものとする。

さらに、机、椅子などの庁用品等の整備や木育推進活動などを実施し、率先して木材を利活用して行う特色ある取組みを行い木材利活用機運の一層の醸成を図るものとする。

２　公共建築物以外の施設の木材利用の目標

公共建築物以外の施設については、現地状況やライフサイクルコスト等を十分検討し、木材の利用に努めるものとする。

３　その他の木材利用の目標

建築物及び施設の整備に伴う原材料、仮設資材、備品、消耗品等のほか、木質燃料の利用にも努めるものとする。

４　地域産木材の利用

上記１から３において、率先して地域産木材及び地域産木材製品の利用に努めるものとする。

第４　その他建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

町は、公共建築物の整備において木材を利用するに当たっては、一般に流通している木材の使用に配慮し建築コストの適正な管理を図るとともに、維持管理及び解体・廃棄等のコストを含むライフサイクルコストについて十分に検討し総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

また、木造の建築物の整備の検討に当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数については、木造の建築物のものが非木造の建築物のものに比べ短いことから、木造の建築物は耐久性が低いと考えられがちであるが、劣化対策や維持管理・更新の容易性を確保する措置等を適切に行った木造の建築物については、長期にわたり利用が可能であることも考慮する必要がある。

さらに、備品や消耗品についても、購入コストや、木材の利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

付　則

この方針は、平成２６年１０月１日から適用する。

付　則

この方針は、令和　６年　４月　1日から適用する。